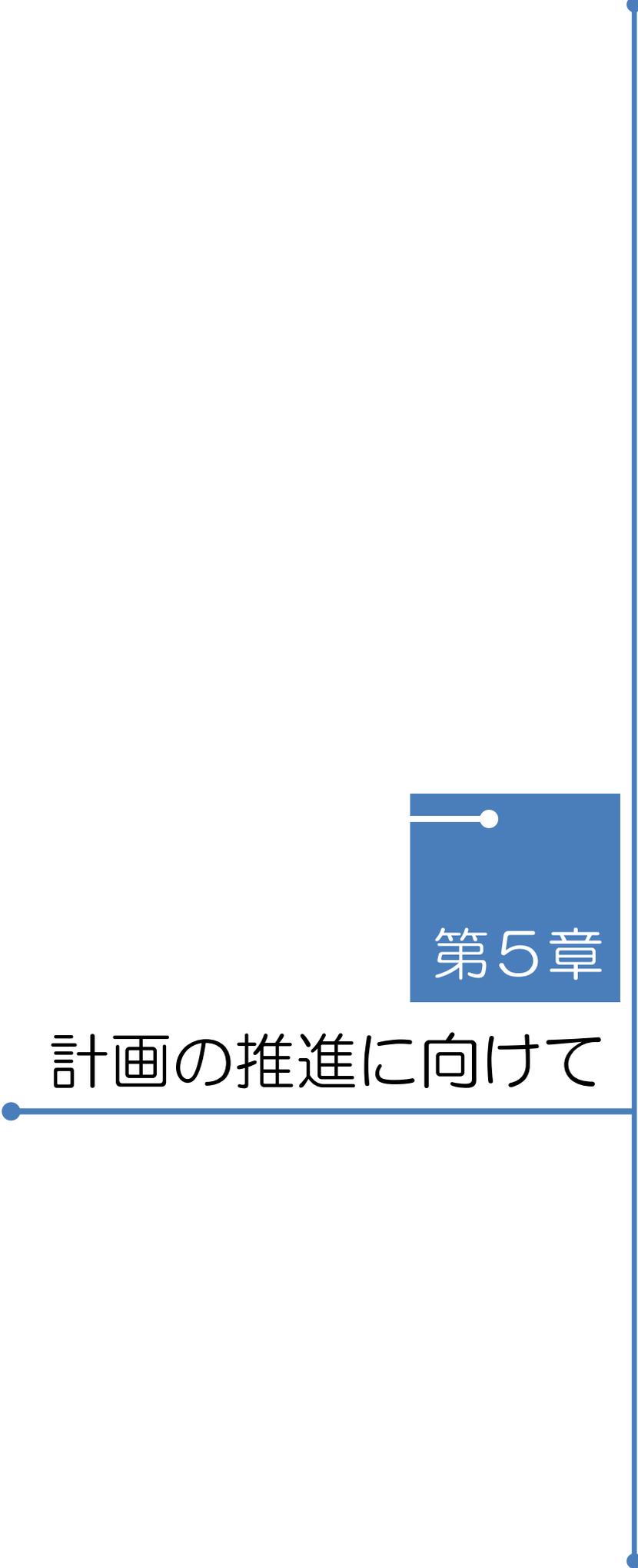




## 第5章

# 計画の推進に向けて





## 1 計画の目標指標

### 1-1 第2次計画の目標指標の評価

第2次計画では、以下のような3つの目標値を掲げてきました。今回実施したアンケート調査から、平成26年時点における現状値を評価すると、3項目とも目標には届かず、どの項目も平成21年の基準値（計画策定当初の現状）とほとんど変化がない状況にあるといえます。

これらの目標値は、いずれも、福祉に対する市民の意識を表したものです。地域福祉計画に基づき、さまざまな啓発活動などを行ってまいりましたが、現状ではそれらの効果は十分に上がっているとはいえない状況にあると考えられます。

基本目標	指標名	基準値 (平成21年)	目標値 (平成26年)	現状値 (平成26年)
1 地域の課題をみつけるために	福祉について関心がある人の増加	74.9%	80.0%以上	69.4%
2 課題と支援とをつなげるために	民生委員・児童委員が誰かも活動内容も知っている人の増加	10.1%	30.0%以上	10.6%
3 課題を解決するために	ボランティア活動に参加したことがある人の増加*	44.4%	50.0%以上	45.5%

※ボランティア活動に「参加している」人と「以前に参加したことがある」人の割合

### 1-2 第3次計画の目標指標

第2次計画の目標指標に対する評価を踏まえ、第3次計画の理念と目標を達成できるよう下表のとおり目標指標を設定し、計画の推進に向けて施策を進めます。

基本目標	指標名	基準値 (平成26年)	目標値 (平成31年)
1 地域の課題をみつけるネットワークづくり	民生委員・児童委員が誰かも活動内容も知っている人の増加	10.6%	30.0%以上
2 地域の力を強めるコーディネート機能の充実	ボランティア活動に参加したことがある人の増加* <sup>1</sup>	45.5%	60.0%以上
3 安心して生活できる多様なサービスの充実	市の福祉事業・活動全般に満足している人の増加* <sup>2</sup>	20.2%	30.0%以上

※<sup>1</sup> ボランティア活動に「参加している」人と「以前に参加したことがある」人の割合

※<sup>2</sup> 市の福祉事業・活動全般に「満足している」＋「まあ満足している」と答えた人の割合

(数値は「地域福祉についてのアンケート調査(稲沢市)」による)

## 2 計画の推進体制

計画の推進にあたり、市では、地域福祉推進の核となる、『福祉の拠点』の整備を進めるとともに、次の事項に取り組み、必要な体制を確保します。

### 2-1 地域福祉のための拠点整備

『福祉の拠点』では、地域福祉推進の核となる社会福祉協議会を移転させ、福祉の総合相談窓口としての機能と、稲沢市の将来を担う子どもの育ちを支援する子育て支援センター事業を構想の2つの柱とし、次の役割を担う施設として整備をすすめていきます。

#### ①福祉総合相談窓口の役割

「暮らしの相談プラザ（仮称）」を設置し、自立相談支援事業の実施、要支援者に対する福祉サービスのコーディネート事業など、複雑かつ多様化する相談業務に対応できる体制を構築します。

また、障害者に対する相談業務の基幹的機能を持ち、いつでも誰もが気軽に相談できるように体制を強化します。

高齢者が、地域で安心して暮らせるよう、高齢者に関するさまざまな相談に対し中核的な役割を果たします。

さらに、大きな災害が発生した際は、社会福祉協議会が中心となり災害ボランティアセンターを設置し対応します。

#### ②子育て支援センターの役割

子育て親子の交流の場の提供、育児の相談・援助・講習、育児に役立つ情報の提供に加え、地域での子育て支援の拠点として、保育等の利用についての相談調整、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働などを行う「中央子育て支援センター（仮称）」を設置します。

## 2-2 計画の推進体制の強化

### ①計画の進捗状況の点検

各課の「主な取組」については、進捗状況などを定期的に把握していきます。取組の内容に変更が生じた場合には、担当課と事務局が協議し、本計画に記載した重点課題や施策の方向性と合致していることを確認して整理します。

### ②市民との協働による地域福祉の推進

市民や地域組織との協働で、さまざまな地域福祉活動を推進します。そのために、市民の意見を聞き、施策に反映する取り組みを行います。

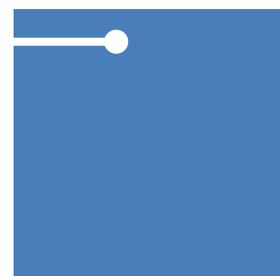
### ③情報提供による市民参加の促進

施策・計画の浸透状況や各地区の取り組み状況など地域福祉推進に関わる情報提供を行い、多くの市民が参加できる体制づくりに努めます。

### ④社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会を市の地域福祉を推進する中心的な機関として位置づけ、コーディネート活動や相談などの多様な施策を連携して進めます。





資料編



# 1 計画の策定経緯

開催日	会議等	内容
平成26年7月4日 ～31日	アンケート調査	・市内在住の中学生以上の男女 2,800人の方を対象に実施
平成26年10月1日	第1回プロジェクト会議	・地域福祉計画策定業務について ・事業状況確認について
平成26年10月8日	第1回策定委員会	・地域福祉計画について
平成26年10月28日 ～11月17日	意見交換会	・地域の現状と課題、地域福祉の推進 に向けた意見聴取など
平成26年11月19日	第2回プロジェクト会議	・アンケート調査結果について ・地域福祉計画骨子案について
平成26年12月3日	第2回策定委員会	・アンケート調査結果について ・地域福祉計画骨子案について
平成27年1月9日	第3回プロジェクト会議	・地域福祉計画素案について
平成27年1月14日	第3回策定委員会	・地域福祉計画素案について
平成27年1月22日 ～2月20日	パブリックコメント	・計画素案の公表と市民意見の募集
平成27年2月27日	第4回策定委員会	・地域福祉計画案について

## 2 稲沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市地域福祉計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、稲沢市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体及び事業者の代表者
- (2) 地域市民活動団体の代表者
- (3) 保健医療関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験を有するもの
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 3 稲沢市地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	所属	備考
大島 宏之	一般社団法人 稲沢市医師会 会長	委員長
柘宜 佐統美	愛知文教女子短期大学 准教授	副委員長
家田 鐵彦	稲沢市民生委員児童委員協議会 会長	委員
柿沼 晋	稲沢市老人クラブ連合会 会長	委員
水野 博司	稲沢市障害者福祉団体連合会 会長	委員
小田 眞理子	稲沢市母親クラブ連絡協議会 副会長	委員
平田 昌信	稲沢市まちづくり連絡協議会 監事	委員
杉村 文子	稲沢市赤十字奉仕団 委員長	委員
佐久間 春生	稲沢市ボランティア・市民活動連絡会 会長	委員
山内 孝三	社会福祉法人 稲沢市社会福祉協議会 会長	委員
澁谷 いづみ	一宮保健所 所長	委員

(順不同、敬称略)

## 4 稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチーム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチームの設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の素案を策定するため、稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 プロジェクトは、次の事項について調査研究し、計画の素案を策定する。

- (1) 地域福祉の現状の把握に関すること。
- (2) 地域福祉の課題及び問題点の抽出に関すること。
- (3) 地域福祉の今後の施策及び目標に関すること。
- (4) その他計画策定に関すること。

(組織及び任期)

第4条 プロジェクトは、別表に掲げるメンバーで組織する。

2 メンバーの任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(座長及び副座長)

第5条 プロジェクトに、座長及び副座長を置く。

2 座長は、福祉保健部長をもって充て、副座長は、福祉保健部福祉課長をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し、プロジェクトを代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 プロジェクトの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 プロジェクトの会議は、メンバーの半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 プロジェクトは、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 プロジェクトの庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、座長がプロジェクトに諮って定める。

付 則

この要綱は、平成15年10月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

稲沢市市長公室	企画政策課の主査以上の者
	地域振興課の主査以上の者
〃 総務部	財政課の主査以上の者
〃 福祉保健部	部長
	福祉課長
	こども課の主査以上の者
	国保年金課の主査以上の者
	高齢介護課の主査以上の者
	保健センターの主査以上の者
〃 経済環境部	商工観光課の主査以上の者
〃 建設部	都市計画課の主査以上の者
〃 市民病院事務局	医事課の主査以上の者
〃 教育委員会	生涯学習課の主査以上の者
稲沢市社会福祉協議会	地域福祉課の職員

## 5 社会福祉法（抜粋）

昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号  
改正平成 26 年 6 月 4 日法律第 51 号

### 第 1 章 総 則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この法律において「社会福祉事業」とは、第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第 1 種社会福祉事業とする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- (5) 削除
- (6) 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
- (7) 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第 2 種社会福祉事業とする。

- (1) 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- (2) 児童福祉法 に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法 に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業
- (4) 老人福祉法 に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- (4 の 2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法 に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- (5) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法 に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- (6) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- (7) 削除

- (8) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
  - (9) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
  - (10) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
  - (11) 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
  - (12) 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）
  - (13) 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業
- 4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。
- (1) 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）
  - (2) 実施期間が6月（前項第13号に掲げる事業にあつては、3月）を超えない事業
  - (3) 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
  - (4) 第2項各号及び前項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人）に満たないもの
  - (5) 前項第13号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

## 第10章 地域福祉の推進

### 第1節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(3)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

(1)市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

(2)社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

(3)福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

## 第2節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

(1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4)前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の本数の5分の1を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第110条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

(1)前条第1項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの

(2)社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

(3)社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

(4)市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第5項及び第6項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第111条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

2 第109条第5項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

## 6 地域福祉についてのアンケート調査結果

### 6-1 調査の概要

#### <調査の目的>

本調査は、稲沢市民の福祉についての考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握し、「稲沢市地域福祉計画（第3次）」の策定の基礎資料を得ることを目的に実施しました。

#### <調査の設計>

調査地域： 稲沢市全域

調査対象： 稲沢市に居住する中学生以上の男女

サンプル数： 2,800人

抽出方法： 無作為抽出

調査方法： 郵送配布、郵送回収

調査時期： 平成26年7月4日～7月31日

#### <回収結果>

配布数	回収数	有効	無効	未回収
2,800	1,376	1,376	0	1,424
100.0%	49.1%	49.1%	0.0%	50.9%

#### <調査結果の見方>

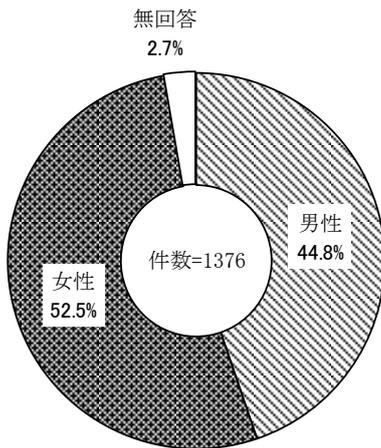
- (1) 比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100にならないことがあります。
- (2) 基数となるべき実数は、「件数」として掲載しました。したがって比率は、件数を100%として算出しています。
- (3) 複数回答が可能な質問の場合は、その項目を選んだ人が回答者全体のうち何%なのか、という見方をします。そのため、各項目の比率の合計は通常100%を超えます。
- (4) 表、グラフ等の見出し及び文章中での回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合があります。
- (5) 調査結果の中で、前回の調査結果との比較を盛り込んでいる設問があります。前回の調査の設計は、調査時期（平成21年7月）を除いて同じであり、有効回収数は1,420件（50.7%）となっています。

## 6-2 調査結果

### <回答者の属性>

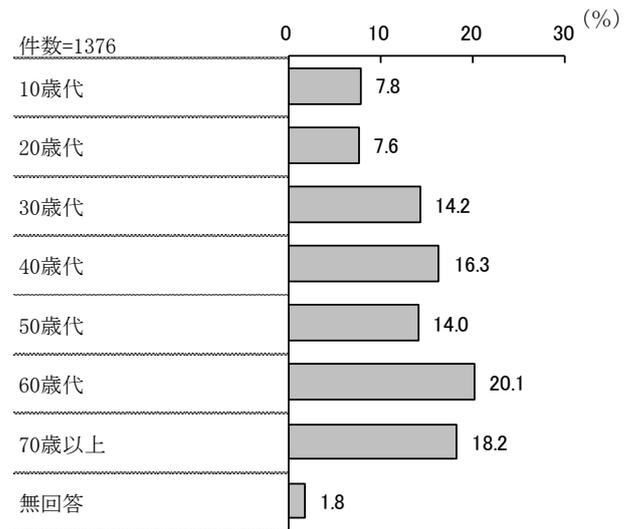
#### 1 性別

- 調査回答者の性別は、「男性」が44.8%、「女性」が52.5%となっています。



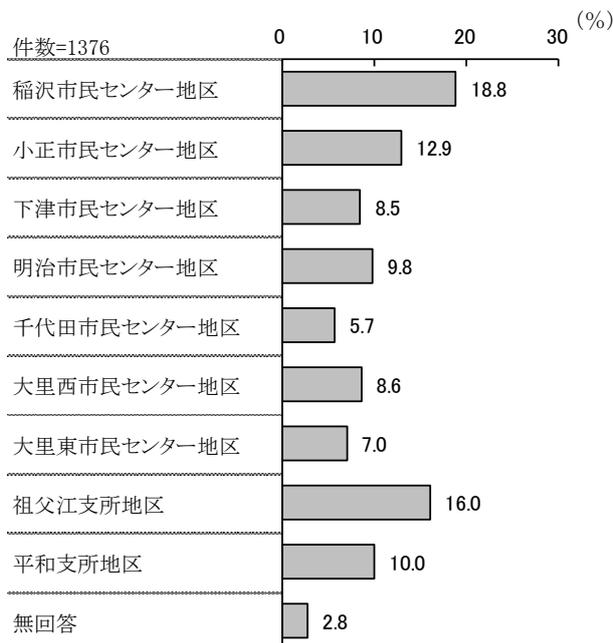
#### 2 年齢

- 年齢は、「60歳代」が20.1%で最も高く、次いで「70歳以上」が18.2%となっています。



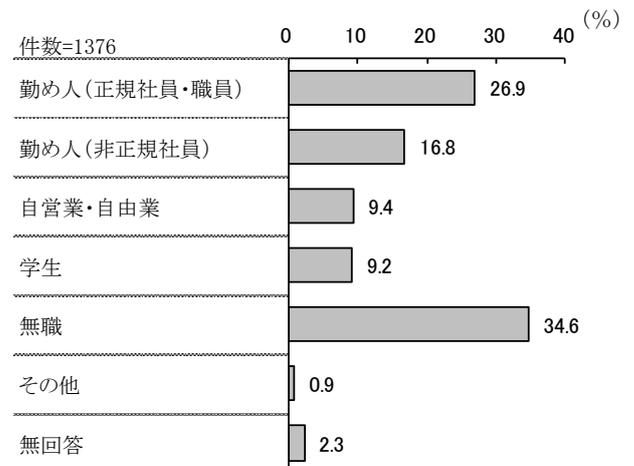
#### 3 居住地区

- 居住地区は、「稲沢市民センター地区」(18.8%)、「祖父江支所地区」(16.0%)、「小正市民センター地区」(12.9%)等が高く、「千代田市民センター地区」(5.7%)が最も低くなっています。



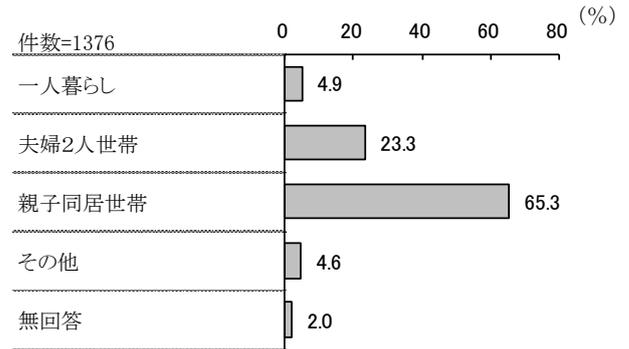
#### 4 職業

- 職業は、「無職」が34.6%で最も高くなっています。何らかの職業に就いている人は合わせて54.0%であり、うち、「勤め人(正規社員・職員)」が26.9%で最も高くなっています。



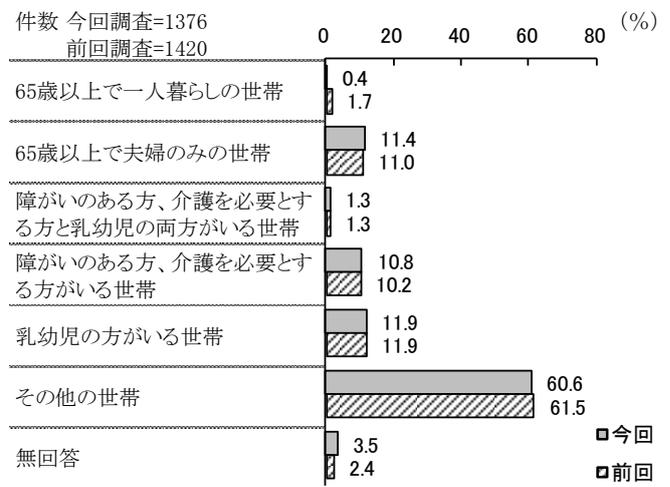
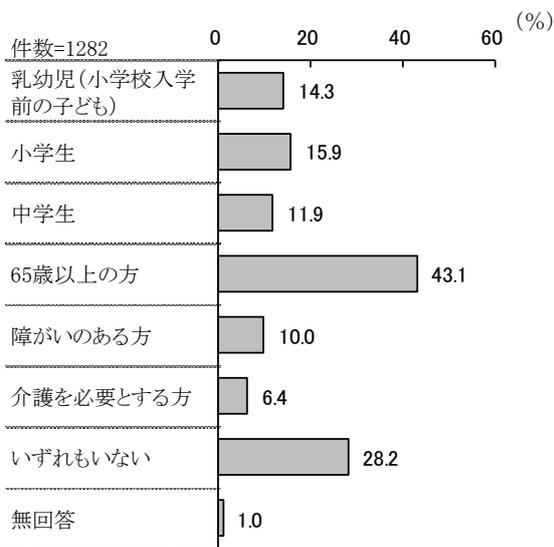
## 5 家族構成

- 家族構成は、「親子同居世帯」(65.3%)の割合が高くなっています。



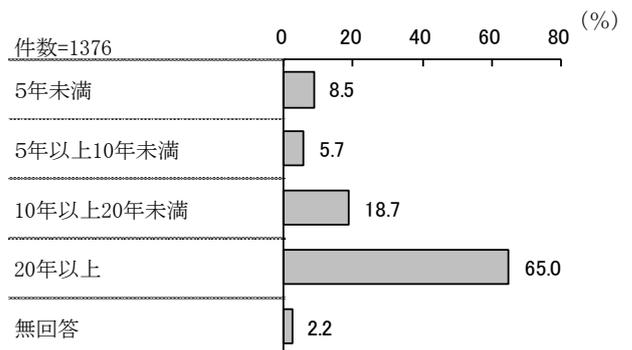
## 6 同居家族の状況

- 同居家族の状況は、「65歳以上の方」のいる世帯の割合が43.1%で最も高くなっています。
- 災害時等における要援護者に該当すると思われる世帯は、「65歳以上で一人暮らしの世帯」が0.4%、「65歳以上で夫婦のみの世帯」が11.4%、「障がいのある方、介護を必要とする方と乳幼児の両方がいる世帯」が1.3%、「障がいのある方、介護を必要とする方がいる世帯」が10.8%、「乳幼児の方がいる世帯」が11.9%で、合わせて35.8%となっています。
- 災害時要援護者に該当すると思われる世帯について、前回調査と比較しても、大きな差はみられません。



### 1-7 居住年数

- 稲沢市での居住年数は、「20年以上」が65.0%で最も高くなっています。また、10年以上の在住者は、合わせて83.7%を占めています。

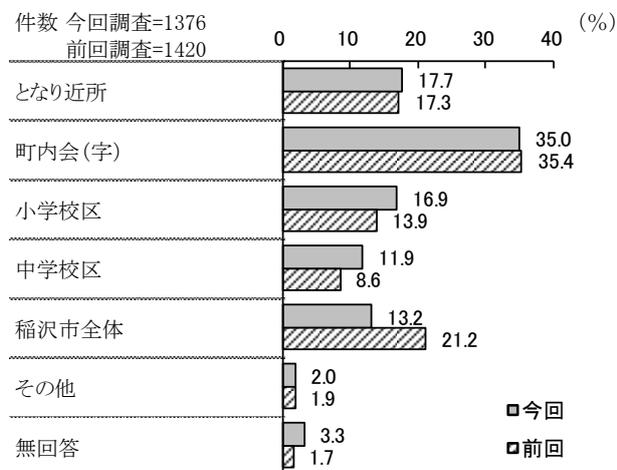


## < 「地域」との関わりについて >

### 1 「地域」と考える範囲

問2 あなたにとって身近に感じる「地域」とは、どこまでの範囲だとお考えですか。(1つだけ)

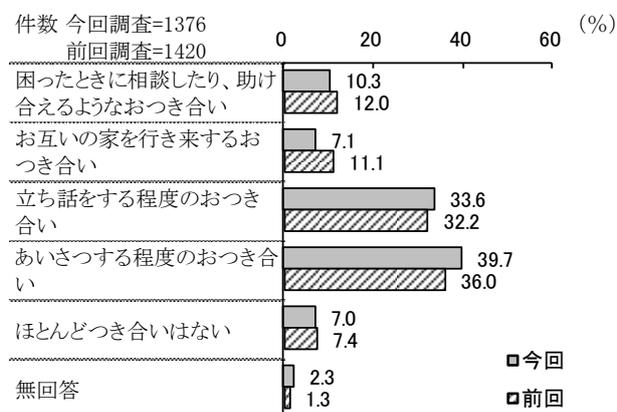
- 身近に感じる「地域」の範囲は、「町内会(字)」が35.0%で最も高く、次いで「となり近所」が17.7%、「小学校区」が16.9%と続いています。
- 前回調査(平成21年実施)と比較すると、「稲沢市全体」が8.0ポイント減少しています。



### 2 近所付き合いの程度

問3 あなたは、近所の人とどの程度のおつき合いをしていますか。(1つだけ)

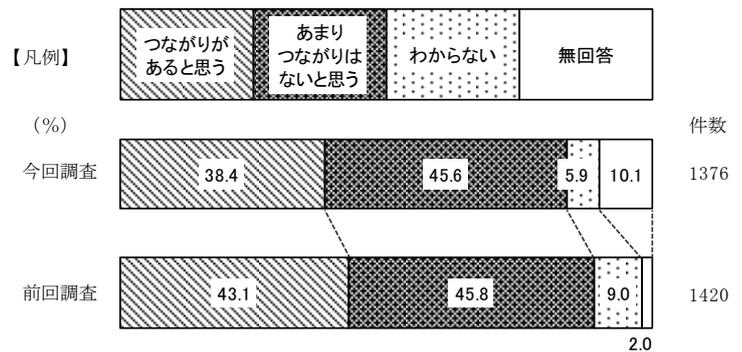
- 近所付き合いの程度は、「あいさつする程度のおつき合い」(39.7%)と「立ち話をする程度のおつき合い」(33.6%)といった“出会ったときに交流する人”の割合が高くなっています。「困ったときに相談したり、助け合えるようなおつき合い」(10.3%)、「お互いの家を行き来するおつき合い」(7.1%)といった“親しく交流している人”はそれぞれ1割程度となっています。また、「ほとんどつき合いはない」は7.0%となっています。
- 前回調査と比較しても、大きな差はみられません。



### 3 地域とのつながりについて

#### 問4 あなた自身は、地域とのつながりがあると思いますか。(1つだけ)

- 地域とのつながりは、「つながりがあると思う」が38.4%、「あまりつながりはないと思う」が45.6%で、ないと思う人の割合が高くなっています。
- 前回調査と比較しても、大きな差はみられません。

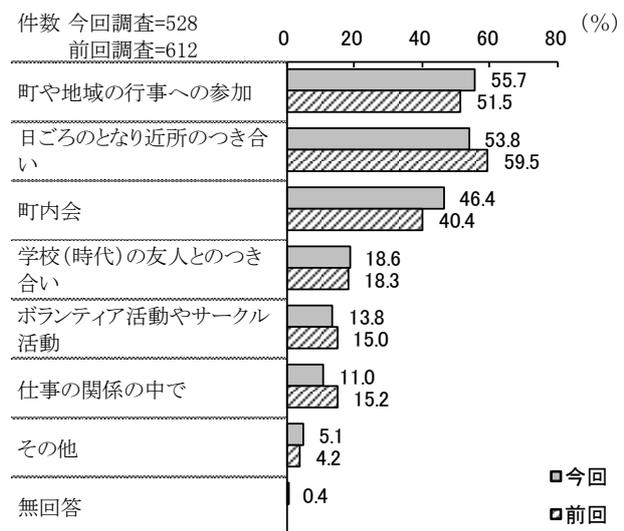


### 4 つながりがあると思うこと

【問4で「1」と答えた方にお聞きします。】

#### 問4-1 どのようなところでつながりがあると思いますか。(3つまで)

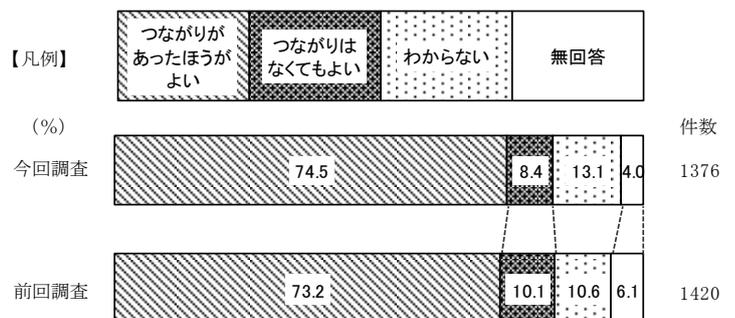
- つながりがあると思うことは、「町や地域の行事への参加」(55.7%)、「日ごろのとなり近所のつき合い」(53.8%)がともに5割以上と高くなっています。
- 前回調査と比較すると、「日ごろのとなり近所のつき合い」が5.7ポイント減少し、「町内会」が6.0ポイント増加しています。



### 5 地域とのつながりについての考え方

#### 問5 あなたは、地域とのつながりがあったほうがよいと思いますか。(1つだけ)

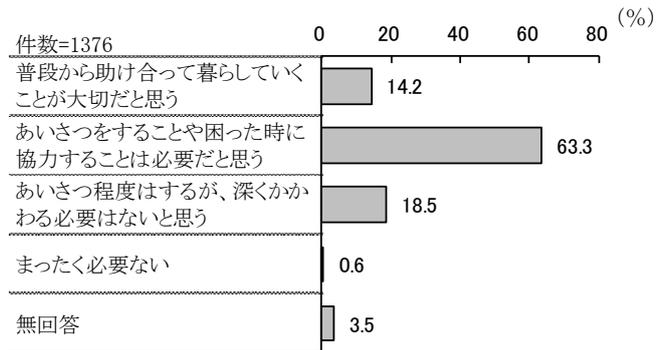
- 地域とのつながりについての考え方は、「つながりがあったほうがよい」が74.5%を占めています。一方、「つながりはなくてもよい」は8.4%となっています。
- 前回調査と比較しても、大きな差はみられません。



## 6 近所付き合いに対する考え方

問6 あなたのご近所のお付き合いに対する考え方は、次のどれに近いですか。(1つだけ)

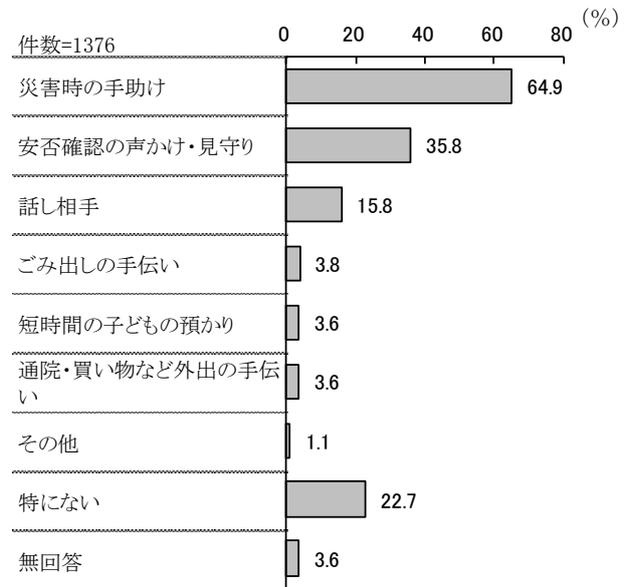
- 自身の近所付き合いに対する考え方は、「あいさつをすることや困った時に協力することは必要だと思う」が63.3%を占めています。一方、「まったく必要ない」は0.6%となっています。



## 7 地域に手助けしてほしいこと

問7 ご近所とのお付き合いの中で、あなたやあなたの家族が「手助けをして欲しい」と思うことはありますか。(いくつでも)

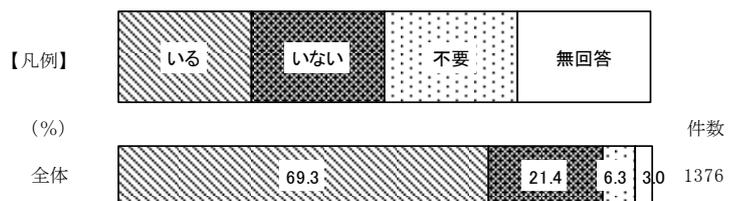
- 近所付き合いの中で手助けしてほしいことは、「災害時の手助け」が64.9%で最も高く、次いで「安否確認の声かけ・見守り」が35.8%、「話し相手」が15.8%と続いています。一方、「特にない」は22.7%となっています。



## 8 避難の際に手助けをお願いできる人

問8 あなたは、台風などの災害時に避難する際、手助けをお願いできる人(家族、近所の人など)がいますか。(1つだけ)

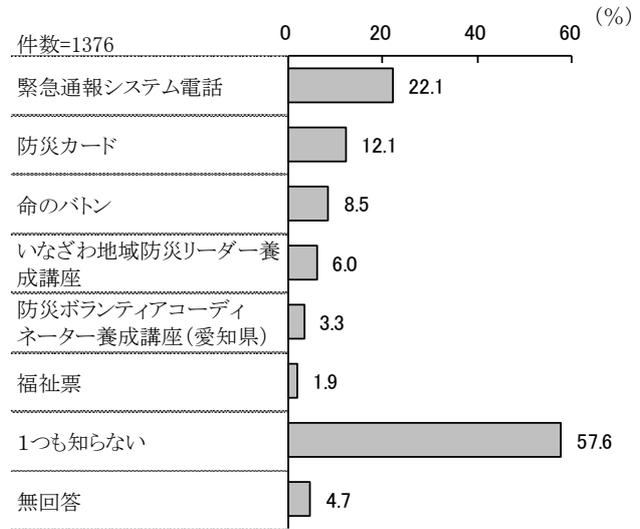
- 災害時に避難する際に手助けをお願いできる人がいるかどうかについては、「いる」が69.3%、「いない」が21.4%、「不要」が6.3%となっています。



## 9 防災・緊急時対応の取り組みの認知

問9 防災や緊急時の対応に関する以下の取り組み等について、知っているものをあげてください。(いくつでも)

- 防災や緊急時の対応に関する取り組み等で知っているものは、「緊急通報システム電話」が22.1%で最も高く、次いで「防災カード」(12.1%)、「命のボタン」(8.5%)、「いなざわ地域防災リーダー養成講座」(6.0%)が続いています。一方、「1つも知らない」は57.6%と高くなっています。



## 10 地域の個人情報共有についての考え方

問10 大規模災害等の備えとして、避難行動要支援者登録制度等のように、地域で個人情報を共有することについて、どう思われますか。(1つだけ)

- 災害の備えとして地域で個人情報を共有することについては、「かなり必要だと思う」が33.6%、「まあ必要だと思う」が39.0%で、両者を合わせた『必要だと思う』人が72.6%を占めています。一方、「あまり必要だと思わない」(2.5%)と「必要だと思わない」(1.9%)を合わせた『必要だと思わない』人は4.4%となっています。

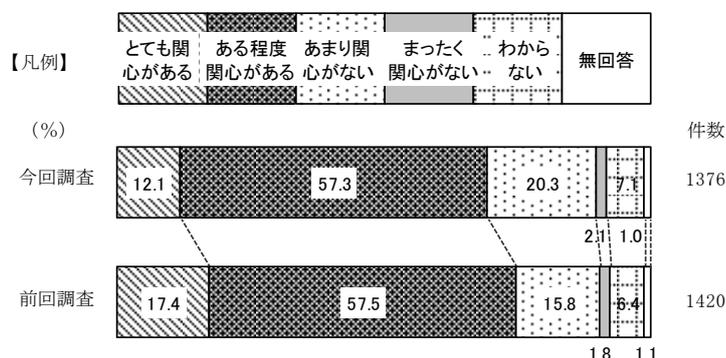


## <福祉への関心について>

### 1 福祉についての関心度

問 11 あなたは、福祉について関心がありますか。(1つだけ)

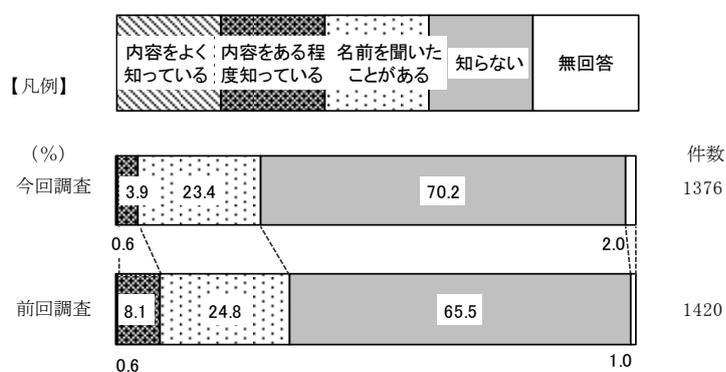
- 福祉についての関心度は、「ある程度関心がある」が57.3%を占めています。
- 前回調査と比較すると、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』人の割合は5.5ポイント減少しています(前回74.9%→今回69.4%)。



### 2 「稲沢市地域福祉計画」の認知

問 12 あなたは、「稲沢市地域福祉計画」をご存知ですか。(1つだけ)

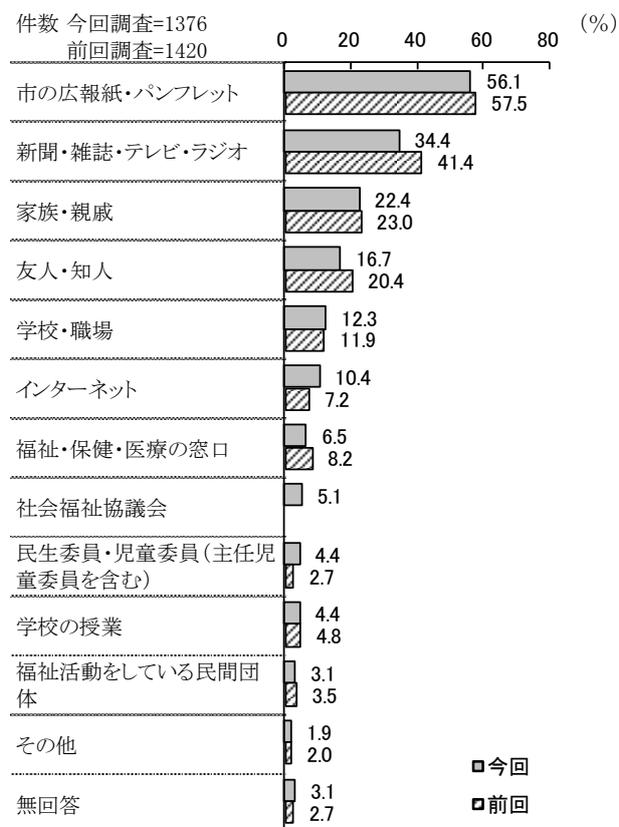
- 稲沢市地域福祉計画の「内容をよく知っている」人(0.6%)、「内容をある程度知っている」人(3.9%)は、ともに1割未満となっています。これに「名前を聞いたことがある」を合わせた認知度は27.9%となっています。一方、「知らない」は70.2%を占めています。
- 前回調査と比較すると、認知度は5.6ポイント減少しています(前回33.5%→今回27.9%)。



### 3 福祉に関する情報の入手方法

問 13 あなたは、福祉に関する情報をどこから得ていますか。(いくつでも)

- 福祉に関する情報の入手方法は、「市の広報紙・パンフレット」が56.1%で最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が34.4%、「家族・親戚」が22.4%、「友人・知人」が16.7%と続いています。
- 前回調査と比較すると、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が7.0ポイント減少しています。



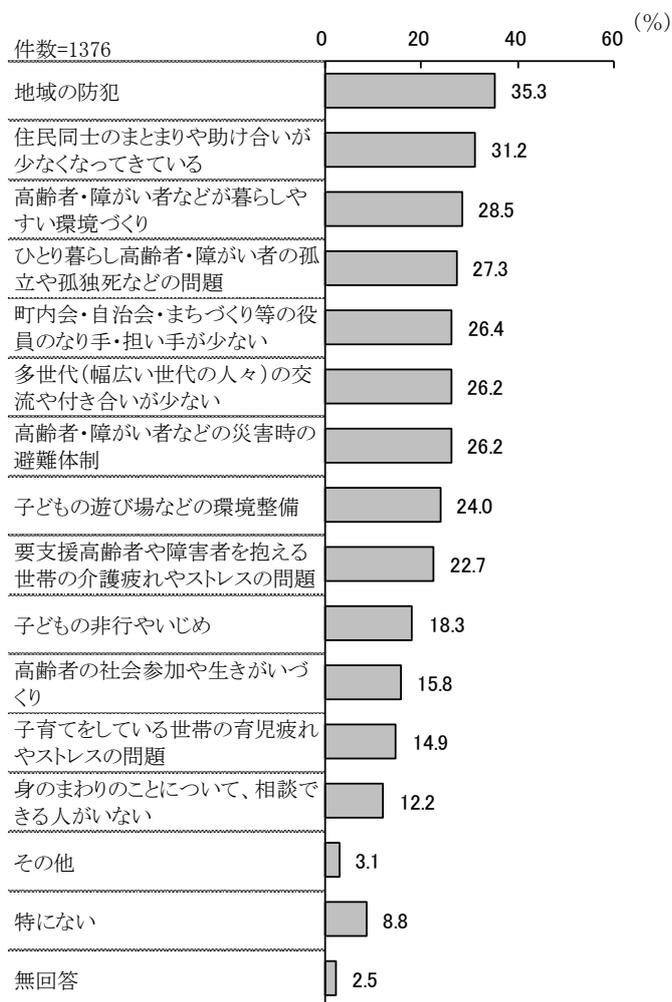
※「社会福祉協議会」は前回調査で選択肢なし

## <地域の福祉課題について>

### 1 地域の課題や問題点

問14 あなたの住んでいる地域で、福祉に関し、どのような課題や問題があると思いますか。(いくつでも)

- 福祉に関する、地域の課題や問題点は、「地域の防犯」が35.3%で最も高く、次いで「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている」(31.2%)、「高齢者・障がい者などが暮らしやすい環境づくり」(28.5%)、「ひとり暮らし高齢者・障がい者の孤立や孤独死などの問題」(27.3%)、「ひとり暮らし高齢者・障がい者の孤立や孤独死などの問題」(27.3%)等が続いています。

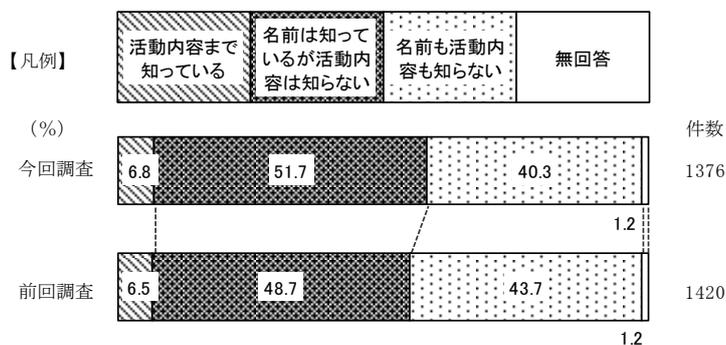


### 2 稲沢市社会福祉協議会の認知

問15 稲沢市には、地域福祉の向上のために、地域で手助けが必要な人の相談にのったり、社会福祉への住民参加を促すなど、さまざまな活動を行う「稲沢市社会福祉協議会」があります。あなたは、この組織をご存知ですか。(1つだけ)

- 稲沢市社会福祉協議会については、「活動内容まで知っている」は6.8%で、「名前は知っているが、活動内容はよく知らない」が51.7%で最も高くなっています。これらを合わせた認知度は58.5%となっています。

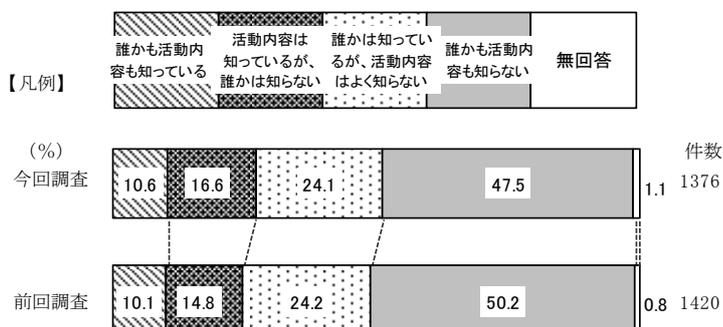
- 前回調査と比較すると、認知度は3.3ポイント増加しています(前回55.2%→今回58.5%)。



### 3 地域の民生委員・児童委員の認知

問16 民生委員・児童委員は、社会福祉の精神をもって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会をめざして、さまざまな活動を行っています。あなたは、お住まいの地域の民生委員・児童委員さんをご存知ですか。(1つだけ)

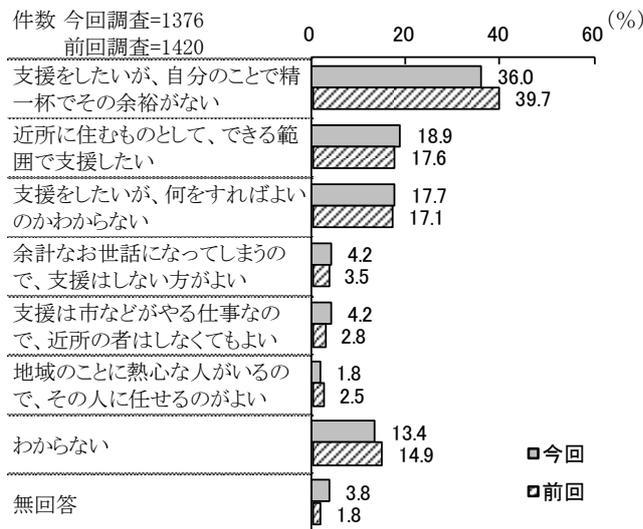
- 地域の民生委員・児童委員については、「誰かも活動内容も知っている」は10.6%で、これに「活動内容は知っているが、誰かは知らない」「誰かは知っているが、活動内容はよく知らない」を合わせた認知度は51.3%となっています。一方、「誰かも活動内容も知らない」は47.5%となっています。
- 前回調査と比較すると、認知度は2.2ポイント増加しています(前回49.1%→今回51.3%)。



### 4 地域福祉についての考え方

問17 あなたの住んでいる地域で、何らかの支援を必要としている方(一人暮らしの高齢者、介護を必要としている方、子育て中の家族など)への支援について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(1つだけ)

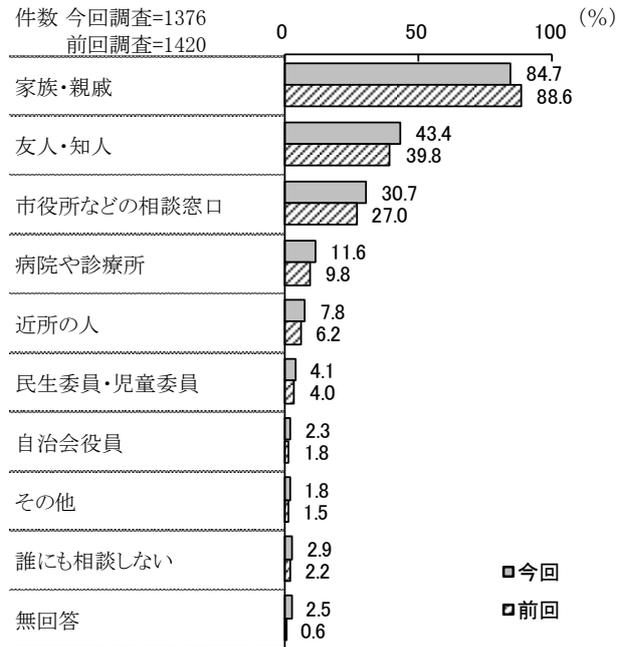
- 地域福祉についての考え方をたずねたところ、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が36.0%で最も高くなっています。次いで、「近所に住むものとして、できる範囲で支援したい」(18.9%)、「支援をしたいが、何をすればよいのかわからない」(17.7%)が続いています。
- 前回調査と比較しても、大きな差はみられません。



## 5 生活上の困りごとの相談相手

問18 もし、あなたが生活上の困りごとを抱えたとき、誰（どこ）に相談しますか。（いくつでも）

- 生活上の困りごとの相談相手は、「家族・親戚」が84.7%で最も高く、次いで「友人・知人」が43.4%、「市役所などの相談窓口」が30.7%、「病院や診療所」が11.6%と続き、これら以外の相談相手は1割未満となっています。
- 前回調査と比較しても、大きな差はみられません。

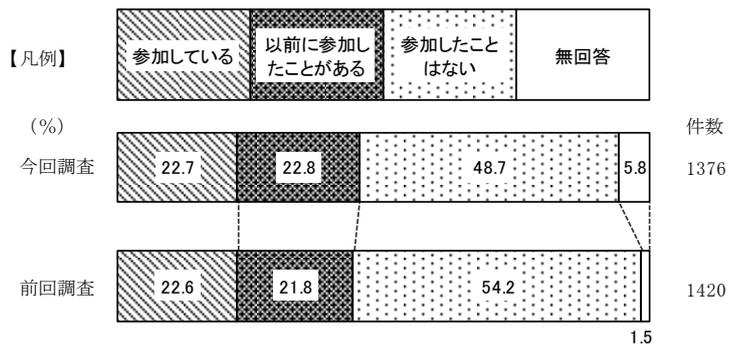


## <地域活動やボランティア活動について>

### 1 ボランティア活動への参加状況

問19 あなたは、地域の活動やボランティア活動に参加したことがありますか。（1つだけ）

- 地域活動やボランティア活動の参加状況を見ると、「参加している」は22.7%となっています。これに「以前に参加したことがある」(22.8%)を合わせた『参加経験がある』人は45.5%となります。一方、「参加したことはない」は48.7%を占めています。
- 前回調査と比較すると、「参加したことはない」が5.5ポイント減少しています。

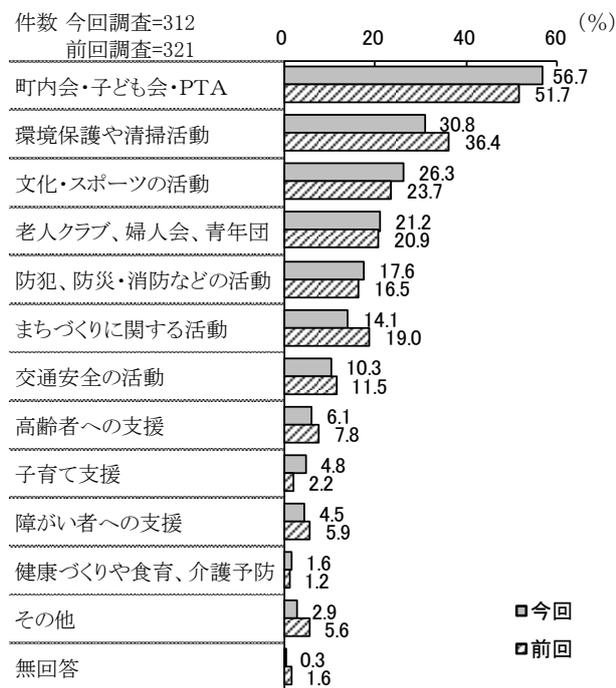


## 2 活動分野

【問19で「1」と答えた方にお聞きします。】

問19-1 どのような活動に参加していますか。(いくつでも)

- 参加している活動の分野は、「町内会・子ども会・PTA」が56.7%で最も高く、次いで「環境保護や清掃活動」が30.8%、「文化・スポーツの活動」が26.3%、「老人クラブ、婦人会、青年団」が21.2%等となっています。
- 前回調査と比較すると、「町内会・子ども会・PTA」は5.0ポイント増加し、「環境保護や清掃活動」は5.6ポイント減少しています。

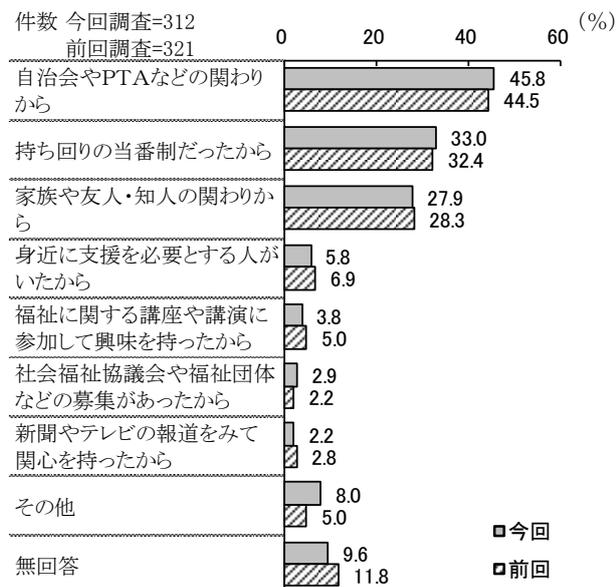


## 3 活動に参加した主なきっかけ

【問19で「1」と答えた方にお聞きします。】

問19-2 参加した主なきっかけは何ですか。(2つまで)

- 活動に参加した主なきっかけは、「自治会やPTAなどの関わりから」が45.8%で最も高く、次いで「持ち回りの当番制だったから」(33.0%)、「家族や友人・知人の関わりから」(27.9%)と続き、これら以外の理由はいずれも1割未満となっています。
- 前回調査と比較しても、大きな差はみられません。

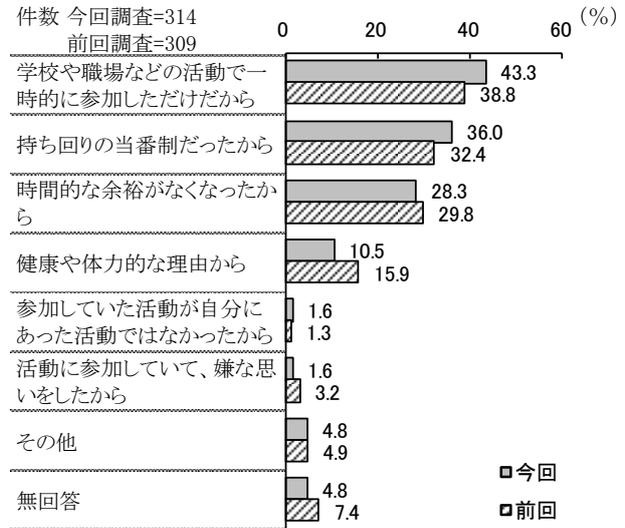


#### 4 現在活動していない理由

【問19で「2」と答えた方にお聞きします。】

問19-3 現在、活動していない理由は何ですか。(いくつでも)

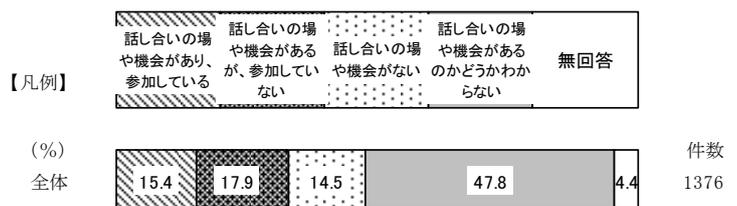
- 現在活動していない理由は、「学校や職場などの活動で一時的に参加しただけだから」が43.3%で最も高く、次いで「持ち回りの当番制だったから」(36.0%)、「時間的な余裕がなくなったから」(28.3%)と続いています。
- 前回調査と比較すると、「健康や体力的な理由から」が5.4ポイント減少しています。



#### 5 地域で話し合う機会と参加状況

問20 あなたの住んでいる地域の問題について、話し合いの場や機会がありますか。また、あなたはそこに参加していますか。(1つだけ)

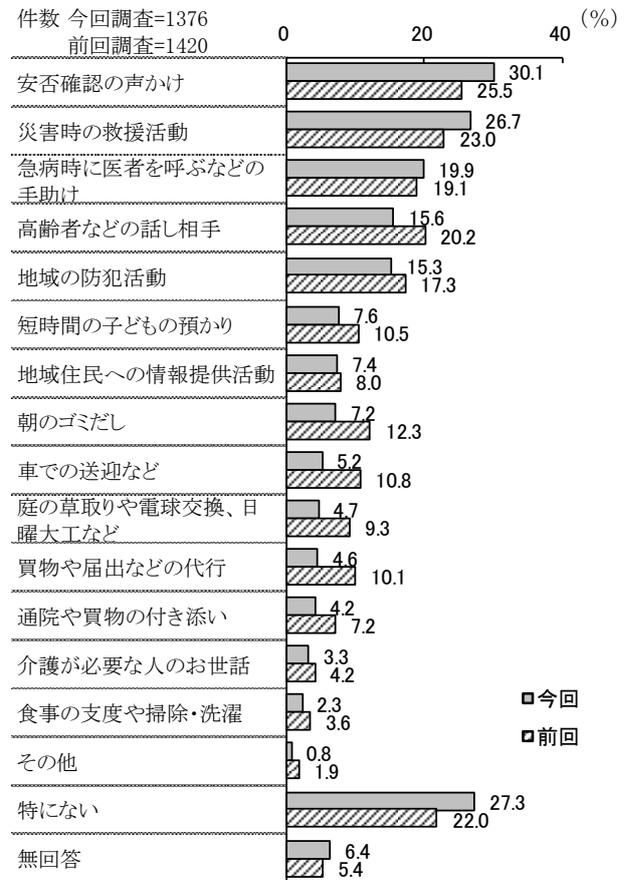
- 地域の問題について話し合う場や機会があるかどうか、またそこに参加しているかどうかについては、「話し合いの場や機会があるのかわからない」が47.8%で最も高く、次いで「話し合いの場や機会があるが、参加していない」は15.4%、「話し合いの場や機会がない」は14.5%となっています。



## 6 自分にできると思う活動支援

問21 あなたは、地域の助け合い活動としてできることや、やってみたいこととして、どのようなことがありますか。(いくつでも)

- 自分にできると思う活動支援は、「安否確認の声かけ」が30.1%で最も高く、次いで、「災害時の救援活動」(26.7%)、「急病時に医者を呼ぶなどの手助け」(19.9%)、「高齢者などの話し相手」(15.6%)、「地域の防犯活動」(15.3%)と続いています。また、「特にない」が27.3%となっています。
- 前回調査と比較すると、「朝のゴミだし」が5.1ポイント、「車での送迎など」が5.6ポイント、「買物や届出などの代行」が5.5ポイント、それぞれ減少しています。また、「特にない」が5.3ポイント増加しています。

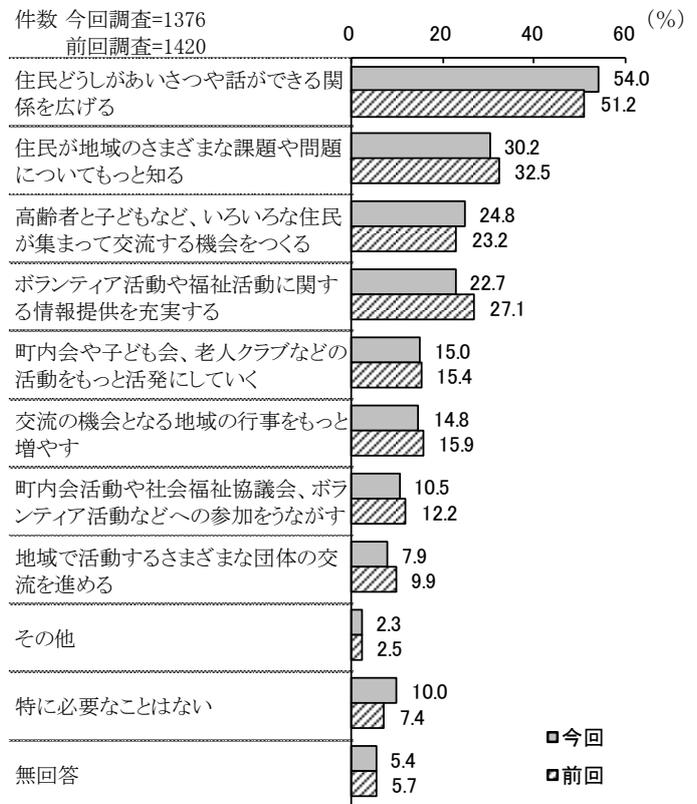


# <稲沢市のこれからの地域福祉について>

## 1 地域福祉の活発化に必要なこと

問22 あなたの住む地域の福祉をより活発にするためには、住民にとってどのようなことが必要だと思いますか。(いくつでも)

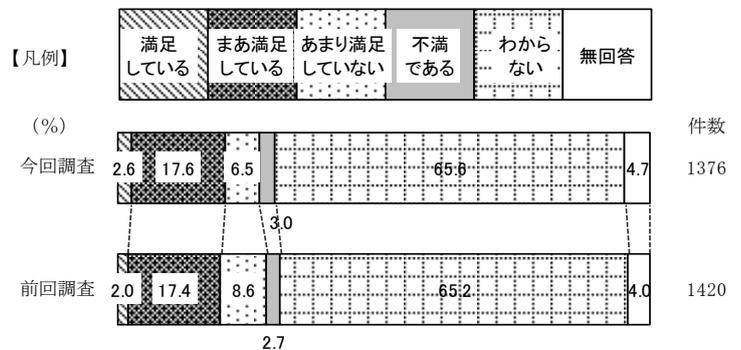
- 地域福祉を活発にするために必要なことは、「住民どうしがいさつや話ができる関係を広げる」が54.0%で最も高く、次いで「住民が地域のさまざまな課題や問題についてもっと知る」(30.2%)、「高齢者と子どもなど、いろいろな住民が集まって交流する機会をつくる」(24.8%)、「ボランティア活動や福祉活動に関する情報提供を充実する」(22.7%)と続いています。
- 前回調査と比較しても、大きな差はみられません。



## 2 市の福祉事業・活動全般の満足度

問23 あなたは、現在の稲沢市が行う福祉事業・活動全般において、満足していますか。(1つだけ)

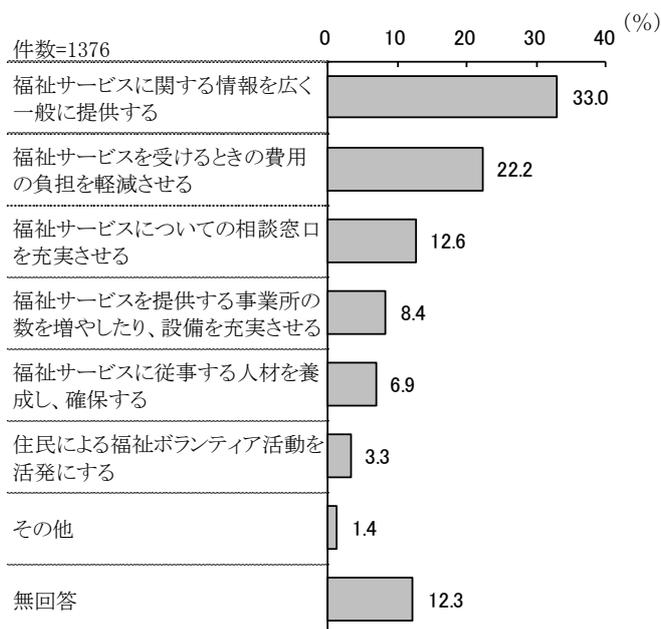
- 市の福祉事業・活動全般の満足度は、「わからない」が65.6%を占めています。また、「満足している」と「まあ満足している」を合わせた『満足』は20.2%で、「あまり満足していない」と「不満である」を合わせた『不満』(9.5%)を10.7ポイント上回っています。
- 前回調査と比較しても、大きな差はみられません。



### 3 必要な福祉サービスが受けられるようにするために充実すべきこと

問24 福祉サービスを必要とする方が十分なサービスを受けるために最も充実させるべきだと思うものは何ですか。(1つだけ)

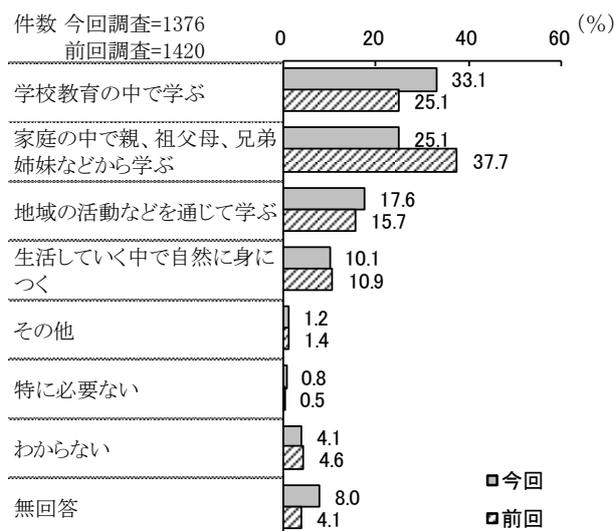
- 福祉サービスを必要とする人が十分なサービスを受けられるために充実すべきことは、「福祉サービスに関する情報を広く一般に提供する」が33.0%で最も高く、次いで「福祉サービスを受けるときの費用の負担を軽減させる」(22.2%)、「福祉サービスについての相談窓口を充実させる」(12.6%)が続いています。



### 4 子どもたちに対する福祉教育についての考え方

問25 あなたは、思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育をどのように行うのがよいと考えますか。(1つだけ)

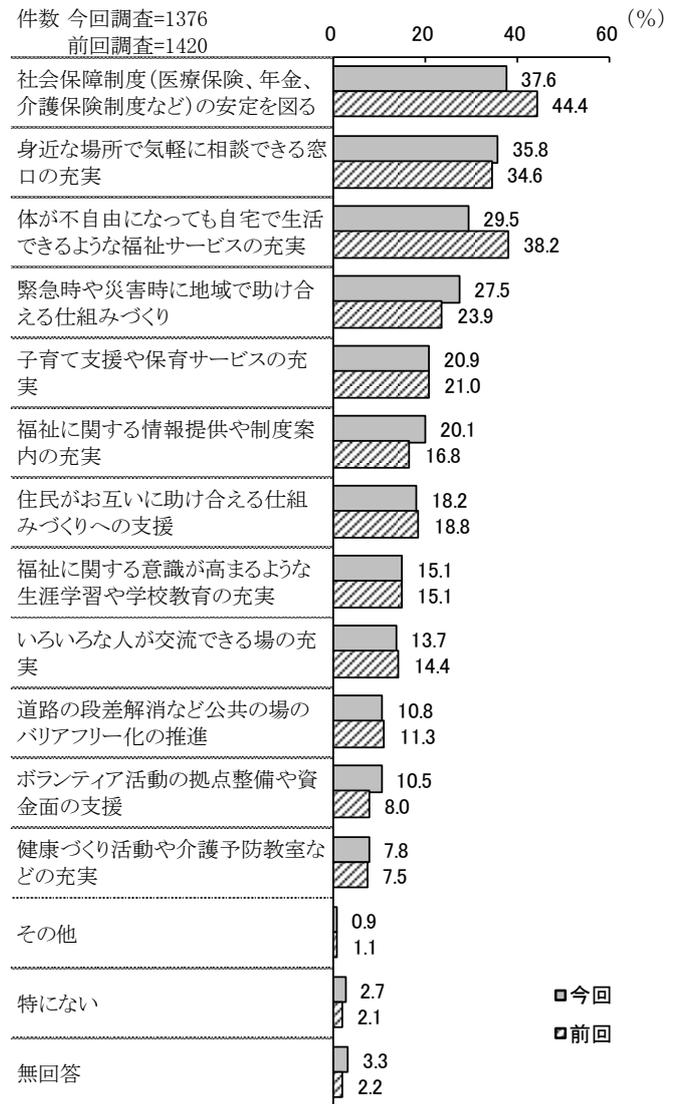
- 子どもたちに対する福祉教育についての考え方は、「学校教育の中で学ぶ」が33.1%で最も高く、次いで「家庭の中で親、祖父母、兄弟姉妹などから学ぶ」が25.1%、「地域の活動などを通じて学ぶ」が17.6%と続いています。
- 前回調査と比較すると、「学校教育の中で学ぶ」が8.0ポイント増加し、「家庭の中で親、祖父母、兄弟姉妹などから学ぶ」が12.6ポイント減少しています。



## 5 これからの福祉で重点にすべきこと

問26 稲沢市のこれからの福祉は何を重点にすべきだと思いますか。(3つまで)

- これからの福祉で重点にすべきことは、「社会保障制度（医療保険、年金、介護保険制度など）の安定を図る」が37.6%で最も高く、次いで「身近な場所で気軽に相談ができる窓口の充実」（35.8%）、「体が不自由になっても自宅で生活できるような福祉サービスの充実」（35.8%）、「体が不自由になっても自宅で生活できるような福祉サービスの充実」（29.5%）と続いています。
- 前回調査と比較すると、「社会保障制度（医療保険、年金、介護保険制度など）の安定を図る」が6.8ポイント、「体が不自由になっても自宅で生活できるような福祉サービスの充実」が8.7ポイント、それぞれ減少しています。



第3次

平成 27～31 年度

# 稲沢市地域福祉計画

みんながいいきと生活できる地域社会をめざして

発行／稲沢市（平成 27 年 3 月）

編集／稲沢市福祉保健部福祉課

稲沢市稲府町 1 番地

TEL 0587-32-1111（代表）